

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシー乗務中、乗客を拾うためタクシーを停車させたところ、後続の乗用車に追突され、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、Cセンターに受診し「頸髄損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医学的意見からみて、決定書理由に説示するとおり、せき髄の神経系統の障害及びせき柱（頌椎）の変形障害であると認められる。

(2) 治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、認定基準に基づき、上記の各残存障害について検討する。

ア せき髄の神経系統の障害について、請求人は、「首に痛みがあり、動かしにくい。両手と両足に痺れがある。」などと述べ、また、請求人の妻が作成した日常生活状況報告表によると、「右手・左手・右足・左足がうまく動かない。」旨記載されている。

この点について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け意見書において、「他覚的神経所見としては、両上肢の巧緻運動障害、歩行障害、上下肢の軽度知覚障害が認められる。」旨の意見を述べ、さらに、同意見書において、「左上肢に軽度の単麻痺がある。」旨の意見を述べている。また、同意見書の「介護の要否」欄には、「食事」、「入浴」、「用便」、「更衣」、「外出」、「買物」のいずれも「自立」と記載されている。

これらの申述や医学的意見からすると、請求人は、左上肢に軽度の単麻痺が認められるものの、日常生活における動作について、円滑に動かない場合があるとしても、援助等が必要とされているわけではなく、自立して行うことができる判断され、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、

障害等級第9級の7の2に該当するものと判断する。

イ せき柱（頸椎）の変形障害について、請求人は、頸椎椎弓形成術及び切除術に当たる手術を受けたことで、せき柱に変形を残すもの（障害等級第11級の5）に当たり、これを加味して障害等級を判断すべき旨主張する。

この点、せき髄損傷の障害等級は、認定基準上、原則として麻痺の範囲と程度により認定するものとされており、せき髄損傷に伴うせき柱の障害等級による障害の等級が麻痺により判断される障害の等級よりも重い場合に、それらの障害の総合判断により等級を認定するとされているところ、本件の場合、麻痺により評価される障害等級は第9級であり、せき柱（頸椎）の変形障害は第11級であることから、仮に手術の結果、新たな障害が残存し、せき柱に変形を残すもの（障害等級第11級の5）に該当する場合であったとしても、当審査会としては、請求人の障害等級は第9級を超えるものとは認められないものと判断する。

(3) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、決定書理由において説示しているとおおり、障害等級第9級を超えるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のおおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおり裁決する。